

**石川県介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業  
業務委託仕様書（案）**

**1 委託業務の名称**

石川県介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業

**2 目的**

介護・福祉職の人手不足が深刻化する中、介護・福祉の仕事へのネガティブなイメージを払拭するため、デジタルマーケティングの視点からSNS等を活用し、単にコンテンツを作成するだけでなく、「届ける」、「分析する」といった観点からも、介護・福祉職の魅力発信に取り組むことで、新規入職者の確保を図る。

なお、本事業では、受託者が独自で保有するデータ等を活用して市場分析を十分に行った上で、効果的な広報PR等を行い、更にその効果を分析し、今後の改善に繋げることを主目的とする。

**3 委託期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

**4 委託金額**

10,000千円以内

**5 委託業務概要**

委託する業務の概要は、次のとおりとする。

※業務全般を通じて、令和7年度に実施した「石川県介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業」の成果物（動画・HP・調査結果等）の活用や受託者が独自で保有するデータ、追加の市場調査等から得られるデータに基づく成果物の提出を念頭に置くこと。

**(1) 魅力発信プロジェクトチームの運営**

**① 概要**

魅力発信プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）は、介護職の魅力を発信するという趣旨から、各職能団体から選出された介護現場の職員等をメンバーとする会議体である。受託者はPTの開催・運営を行うこと。なお、PTのメンバーは石川県と協議の上決定する。

**② 実施方法**

ア 石川県と事前に協議の上、PTの開催・運営について、必要な業務を実施すること。

イ PTは5（2）の市場分析後に1回、5（3）の広報戦略策定時に1回の開催を原則とする。

ウ 委託者の求めに応じ、委託料の中から会議出席者の謝金及び旅費の支払いを行うこと。

## （2）市場分析

- ・石川県の状況や令和7年度に「介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業」において実施した事前・事後調査の結果を踏まえた介護職のイメージに関する市場分析を行うこと。
- ・市場分析に当たっては、オープンデータや受託者のリソース等を十分に活用するとともに、それでは難しいデータ等については、独自で追加の市場調査を行うなど工夫すること。
- ・独自で追加の市場調査を行う場合、ターゲット層や情報発信する企画・コンテンツの内容、情報発信の媒体選定の根拠となるデータを収集すること。併せて、KPIに関するデータやターゲット層の意識や行動に関するデータも収集すること。

## （3）広報戦略の策定・プロモーションの実施

（2）の結果を基に、次に掲げる事項を盛り込んだ広報戦略を策定すること。

### ① 事業の全体像

- ・目的達成に向けた本事業の全体像（介護職の仕事へのネガティブなイメージを払拭し、職業として「介護」を選択してもらうまでのストーリー）を明確にすること。
- ・令和7年度の実績を踏まえるとともに、今後の展開が広がるような親和性や拡張性を持った提案とし、令和9年度以降の中長期的な計画（5カ年程度）も提案すること。

### ② 情報発信のターゲット層

- ・令和7年度の魅力発信プロジェクトチームにおいて設定した以下のターゲットを基本とするが、受託者において本事業の目的達成に効果的なターゲットを新たに提案することも可能とする。

ア 若手求職者層（高校生～大学院生）

イ 社会人リスタート層（20～30代社会人）

ウ 主婦リスタート層（30～40代専業主婦＋パート・アルバイト）

エ 意思決定影響層・親世代（子あり40～60代）

### ③ 情報発信する企画・コンテンツ

- ・令和7年度を取組実績も踏まえ、ターゲット層ごとに、介護・福祉の仕事へのネガティブなイメージを払拭するための効果的な企画、「介護」への興味・関心を高め、介護職への就職意向を高め行動変容を促す企画とすること。
- ・企画は、ターゲット層ごとに1企画以上とし、効果的と思われる企画数を提案すること。なお、企画数はおおむね合計5企画以上とするが、効果的な提案であれば多寡は問わない。
- ・介護施設や介護職員等への取材を要する場合、具体的な取材先の選定については、委託期間中に石川県等と受託者とで打ち合わせる。

### ④ 情報発信の手法（媒体選定）・運用方針

- ・令和7年度に開設した介護・福祉の仕事の戦略的情報発信に特化したページ（特設サイト）を活用しつつ、制作した企画・コンテンツを更新すること。
- ・情報発信の媒体選定にあたっては、情報の受け取り手の反応（アクセス数や滞在時間、遷移数、直帰率等）がわかる方法を選択すること。
- ・インターネット広告やSNS広告などの手法を用いて、設定したターゲット層へ効果的に情報発信することとし、訴求内容（メッセージ・キャッチコピーなど）や発信媒体及びその組み合わせ等を提案すること。
- ・SNS広告を用いる場合は、アカウントの運用方法についても提案すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、情報発信費用のうち、情報発信媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・市場分析の結果を踏まえてインターネット広告以外の媒体を組み合わせることも可とするが、その場合は効果検証方法等の考え方を示すこと。

### ⑤ 効果検証・戦略の改善方針

- ・インターネット広告などを活用する場合、情報の受け取り手の反応をリアルタイムに分析の上、より効果的と思われる広告内容や発信媒体に適宜切り替えるなど、迅速なPDCAサイクルを意識した発信を行うこと。なお、切り替えの適切な頻度等についても、発信媒体に応じて受託者から事前に提案することとし、切り替え等を行う際は、その都度石川県と協議の上で実施する。
- ・効果検証に用いるデータの種類や分析方法、分析を踏まえた戦略の改善方針を示すこと。

### ⑥ KPI

- ・県では、2023年に約20,000人となっている県内の介護職員について、2040年までに26,000人確保することをKGI（重要目標達成指標）に設定している。本事業においては、令和7年度に実施した魅力発信プロジェクトチームにおいて設定した①プロジェクト認知率、②ファクト認知率、③就職意向率

をメインK P Iとして具体的な目標値を県に提案し、K P Iの達成に努めること。

- ・K G Iの達成に向けて必要な場合は、既存のK P Iの見直しや新たなK P Iの提案を行うこと。

#### ⑦ 業務スケジュール

- ・委託業務期間全体を通じた業務スケジュールを示すこと。
- ・ターゲット層ごとに最適なタイミングで情報発信ができるように、業務スケジュールを調整すること。
- ・業務委託の終期は令和9年3月末までとするが、令和8年度以降も見据え、効果的な広報を実施すること。

### (4) 自発的・継続的な情報発信体制の構築

#### ①概要

本事業における広報や令和9年度以降の広報での活用も念頭に、自らの声で介護の魅力を発信することができる介護職員を養成することで、自発的・継続的な情報発信が図られる体制を構築すること。

#### ②実施方法

- ア 自らの声で介護の魅力を発信することができる介護職員を養成するための研修等を1回以上実施すること。
- イ 令和8年秋頃に開催する小中学生向けの職業体験イベント「キッザケアいしかわ」内における情報発信等、養成した介護職員が連携して魅力発信することができる企画を実施すること。

### (5) 効果検証

- ・効果検証は、年度末に年次報告書としてとりまとめを行い、石川県に報告すること。
- ・(3)⑤で定めた効果検証に用いるデータを分析し、各種企画・コンテンツの運用状況及び分析結果、効果や課題等を可視化すること。
- ・上記データのほか、(3)⑥で定めたK P Iの達成状況やターゲット層の意識変化や行動変容等についても検証すること。
- ・効果検証にあたっては、独自でアンケート等その他効果的な方法により市場調査を行い、具体的な効果測定を実施すること。

## (6) 改善の提案

- ・(5)の結果を基に、課題解決とさらなる効果拡大に向けた広報戦略を再度考案すること。
- ・令和9年度以降の取組について、今後の展開が広がるような親和性や拡張性を持った提案とすること。

## 6 成果物及び提出物

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書および電子データ等の成果物を石川県に提出すること。

- (1) 本業務に係る市場分析レポート
- (2) 効果検証分析レポート
- (3) 効果検証分析結果に基づく次年度以降の広報戦略についての提案

## 7 その他業務実施上の条件

- (1) 本事業の遂行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (2) 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から石川県に譲渡されるものとし、石川県および石川県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 受託者が本事業を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本事業の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (4) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合および仕様書に関し疑義が生じた場合は、石川県と受託者が協議の上定める。